

ご利用ください

津山市不妊治療・生殖補助医療支援事業



問 健康増進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-2069

令和4年4月から、不妊治療のうち人工受精などの基本治療はすべて保険適用になりました。

4月以降に不妊治療などを開始した夫婦（パートナー）への治療費の助成額は、次のように変更になります。対象者など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請期限 治療費の支払い終了後、最初の3月31日（支払い終了が3月15日～31日の場合は、4月30日）

内容	助成金額	対象回数など
一般不妊治療 タイミング法、人工授精など	自己負担額の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）で、1年につき上限15,000円	夫婦1組につき 通算3回まで
生殖補助医療（特定不妊治療） 体外受精や顕微授精	①保険診療 医療機関の領収書（受診証明書）に記載された金額の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）で、1回の治療につき上限9万円 ②先進医療との併用 医療機関の領収書（受診証明書）に記載された金額の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）で、1回の治療につき上限12万円 ③先進医療以外の治療を含む混合医療 1回の治療につき上限20万円	1子ごとに6回 まで
不育治療 医療保険の対象とならない不育治療	受診証明書に記載された金額の範囲内で、1年度につき上限30万円	通算150万円まで（1,000円未満切り捨て）

※令和4年3月31日までに開始した治療には、変更前の金額を助成します

健康診査・がん検診を受けましょう！

問 健康増進課 ☎32-7009

定期的に健（検）診を受け、自分の健康状態を把握しましょう。

8月の集団健（検）診

とき	ところ
1日(月)・2日(火)午前8時～10時	加茂福祉センター（加茂町小中原）
3日(水)午前8時～9時	阿波公民館（阿波）
23日(火)・24日(水)午前8時～10時	久米保健センター（中北下）
25日(木)・26日(金)午前8時～10時	勝北保健福祉センター（新野東）

内容 健康診査、がん検診（胃〈胃腸エックス線検査のみ〉、結核・肺、大腸、前立腺）、肝炎ウイルス検診

必ず事前に、電話かインターネットで申し込んでください
(定員になり次第終了)



つやま健康ポイントは8月1日から

問 〒708-8501津山市山北520医療保険課国民健康保険係（市役所1階9番窓口） ☎32-2071

健康づくりでポイントをためて商品券をもらおう！

健（検）診の受診、健康教室やこけないからだ体操への参加、血圧や体重の測定などの「健康づくり」で、ポイントを1,000ポイント以上ためると、商品券と交換できます。

対象は、津山市国民健康保険に加入している20歳以上の人です。

自分に合った活動に挑戦！

どうやって参加するの？

インターネット、医療保険課、各支所・出張所の窓口か、郵送で申し込んでください。



定員 1人参加コース=300人、2人参加コース=200組400人、3人参加コース=100組300人（先着順）

申込期間 8月1日(月)～令和5年1月31日(火)（定員に達し次第終了）

複数人で参加するとお得！

1人で参加⇒1,000円分の商品券
2人で参加⇒1人1,500円分の商品券
3人で参加⇒1人2,000円分の商品券

こんな活動でポイント（Pt）がたまります！

- 参加申し込み → 50Pt
 - アンケートの記入と提出 → 50Pt
 - 自分の適正体重を知っている → 100Pt
 - こけないからだ体操 → 1回20Pt（100Ptまで）
 - 朝食を毎日食べる（6カ月以上） → 100Pt
 - 血圧・体重の測定（1カ月12日以上） → 200Pt
 - 特定保健指導・健康相談を利用 → 200Pt
 - 特定健康診査・職場などの健診 → 300Pt など
- 詳しくは、7月下旬に送付した国民健康保険証に同封のチラシをご覧ください。

令和4年度国民健康保険の保険料率が決定しました

問 医療保険課国民健康保険係 ☎32-2071

令和4年4月分からの国民健康保険（国保）の保険料率を決定しました。

料率をもとに計算した保険料額は、7月に送付した『国民健康保険料納入通知書』に記載しています。

令和4年度津山市国民健康保険料率

		医療分	後期高齢者支援金分	介護分（40～64歳の被保険者のみ）
保険料率	①均等割	27,460円	8,240円	7,880円
	②平等割	21,160円	6,020円	4,190円
	③所得割	8.70%	2.80%	2.40%
賦課最高限度額		65万円	20万円	17万円

制度の安定した運営のため、保険料の負担、医療費の適正化にご理解とご協力をお願いします

保険料の計算方法 医療分・後期高齢者支援金分・介護分を、それぞれ次の式で計算し、合計する

$$\text{国保加入者数} \times \text{①の金額} + \text{②の金額} + \text{国保加入者全員の所得〔令和3年中の所得－基礎控除額（43万円）〕の合計} \times \text{③の率}$$

※均等割と平等割は、世帯主と国保加入者、国保から後期高齢者医療保険に移行した人の所得の合計が基準額以下の場合に、7割・5割・2割の軽減があります

※合計所得金額が2,400万円以上の場合には、基礎控除額が異なります